

田子町非農地証明事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、「農地法の運用について」の制定について（平成21年12月11日経営第4530号・21農振第1598号）に基づき、田子町農業委員会（以下「農業委員会」という。）が、農地法（昭和27年法律第229号（以下「法」という。））第2条第1項の「農地」に該当するか否かを判断する非農地証明の事務処理に必要な事項を定める。

第2 定義

この要領において、「非農地」とは、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす農地のことをいう。

- (1) 自然現象の災害で、農地等に復旧することが不可能な土地であること。
- (2) 農地法上の許可を得て造成工事等を行った結果、長期にわたり非農地化された土地であること。
- (3) 明らかに農地法に規定する農地に該当しない土地であると認められる土地で、次の各号に掲げる要件を満たしている土地であること。
 - ア 非農地化後あきらかに数年が経過している土地
 - イ 民法（明治29年法律第89号）第162条による取得時効の規定で、交付もやむを得ないと考えられる土地
 - ウ 農地法第51条第1項の規定による処分を受けていない者、又は是正指導等の処分の対象の土地でないこと。
 - エ 土地改良事業等の公共投資の対象となった農地内の土地でないこと。
 - オ 他の法令等との調整の見込みがあること。

第3 申請者

証明書の交付の申請を行う者（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 証明書の交付の申請のあった土地（以下「申請地」という。）の所有権の全部又は一部を有する者
- (2) 申請地の所有権の全部又は一部を有する推定相続人
- (3) 前各号に掲げる者に代わって申請を行う権限を有する者

2 代理人が交付の申請を行う場合は、前項の申請者から委任を受けた者であることを明らかにする書類を農業委員会に提出しなければならない。

第4 交付の条件

農業委員会は、申請地が次の各号のいずれかに該当する場合は、証明書の交付を行うことができるものとする。

- (1) 第2に掲げる要件のいずれかを満たす土地
 - (2) 法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地（自作農創設特別措置法（昭和21年法律第43号）に基づき、農地又は農地とすべき土地として国から売渡を受けた土地を除く。）
 - (3) 法が施行された日以降農地であった土地で、次のいずれかに該当する土地
 - ア 森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備（人力又は農業用機械による耕起及び整地）が著しく困難な土地
 - イ 次に掲げるいずれかの理由による耕作不適、耕作不便などのやむを得ない事情によって自然潰廃した土地で、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地
 - (ア) 急傾斜地で、狭小不整形な区画であること。
 - (イ) 用排水が不便であること。
 - (ウ) 農業用機械等の侵入が困難であること。
 - (エ) 日照条件が悪いこと。
 - (オ) 鳥獣被害が著しいこと。
 - (4) 法が施行された日以降人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過し、農地への復元が著しく困難であり、農地行政上も支障がないと認められる土地
 - (5) 前各号に定めるものの他、農業委員会が非農地であると認める土地
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる土地については、証明書の交付を行わない。
- (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地（以下「農振農用地」という。）
 - (2) 耕作を目的とした権利が設定されている土地
 - (3) 申請地の一部が農地であると認められる土地

第5 申請手続

- (1) 非農地証明申請書の提出

非農地証明を受けようとする申請者は、非農地証明申請書（様式第1号）を1部作成し、農業委員会に提出するものとする。

なお、申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- ① 土地登記事項証明書

申請地の全部事項証明書（原則として申請書提出日前3月以内のものであり、かつ、現在の権利内容が反映されたもの）とする。

② 位置図又は公図及び付近の見取図

申請地の位置及び付近の状況を表示する図面（方位及び縮尺区分（区分適宜）を表示したものであって、申請地を中心に半径500メートル圏内の土地利用状況を確認することができるもの）とする。

③ 現況写真

申請地の全体状況がわかる写真（原則として申請書提出日前3月以内に少なくとも2方向から撮影したもの）とする。

その撮影年月日を明記するとともに、②の図面にその撮影方向を図示するものとする。

④ 隣接農地同意書

申請地に隣接して農地がある場合は、隣接農地の所有者に同意を受け、その同意書を添付することとする。

⑤ その他農業委員会において必要と認める書類

(2) 許可後の手続き

第6の(7)に掲げる証明に係る交付を受けた申請者は、その後必要に応じて法務局等で必要な手続きを行うこととする。

第6 農業委員会の手続き

(1) 受付

農業委員会は、第5の(1)における書類の提出があったときは、受付印を押し、受付年月日を明らかにする。

(2) 書類審査

農業委員会は、受付時点で事情聴取を行い、次に掲げる事項を審査する。

① 第2に掲げる要件に該当する土地であるか。

② 第3に規定する者による申請であるか。

③ 第5の(1)に掲げる添付書類が揃っているか。また、その添付書類は、現に効力を有しているか。

④ 申請書の記載事項に不備はないか。（不備があるときは、これを補正又は追完させること。）

⑤ 申請地が農地台帳に記載されているか。

(3) 現地調査

農業委員会は、申請書の受付後、農業委員及び農地利用最適化推進委員の中から会長が指名した2名以上の者と事務局職員により、次回総会開催前までに現地調査を行い、次の事項を調査する。

① 申請書の記載内容と現地が合致しているか。

② その他地目変更をさせることについて農地法上問題点はないか。

(4) 事情聴取

農業委員会は、(3)の現地調査を行った結果、問題点又は疑問点が生じたときは、申請者に出頭を求めて、事情を聴取することができるものとする。

(5) 県との協議

農業委員会は、非農地証明の可否の判断が困難な案件、今後の先例となる案件等で、全県で統一的な処理基準による必要があると認めるときは、県と協議を行うこととする。

(6) 非農地証明の可否決定

農業委員会は、申請書の内容について総会で審議し、非農地証明の可否を決定する。

(7) 非農地証明書の交付等

農業委員会は、(6)の決定に基づき、非農地証明書（様式第2号）又は非農地証明申請返戻書（様式第3号）を申請者に対して交付する。なお、非農地証明申請返戻書を交付するときは、非農地証明ができない理由を提示するものとする。

(8) 農地台帳の整理

農業委員会は、証明書の交付を行った場合は、申請地について農地台帳の整理等を行う。

第7 その他

この要領に定めるものの他、必要な事項については農業委員会が定める。

附則

この要領は、令和5年7月10日から施行する。